

宝達志水町ケーブルテレビ有料広告の掲載に関する要綱

平成27年 1 月28日

宝達志水町告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、宝達志水町有料広告掲載要綱（平成19年宝達志水町告示第 2 号）の規定に基づき、町が運営する宝達志水町ケーブルテレビの自主放送「さくらチャンネル」（以下「さくらチャンネル」という。）における広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載の範囲等)

第 2 条 さくらチャンネルにおいて広告を掲載できる範囲等は、宝達志水町有料広告掲載要綱及び宝達志水町有料広告掲載基準（平成19年宝達志水町訓令第 1 号）の規定を準用するもののほか、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の定める有線テレビジョン放送サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドラインを準用する。

(広告の種類、規格、掲載期間及び掲載料金)

第 3 条 さくらチャンネルにおける広告(以下「広告」という。)の種類、規格、掲載期間及び掲載料金は、次のとおりとする。

種 類	規 格	期 間	料 金 (消費税別)	
動画放送	15秒	1月 (4週)	町内事業所等	5, 0 0 0 円／月
			町外事業所等	1 0, 0 0 0 円／月
	30秒	1月 (4週)	町内事業所等	1 0, 0 0 0 円／月
			町外事業所等	2 0, 0 0 0 円／月
静止画放送	15秒	1月 (4週)	町内事業所等	5, 0 0 0 円／月
			町外事業所等	1 0, 0 0 0 円／月

(広告の掲載の募集)

第 4 条 広告の掲載の募集は、広報宝達志水及び町ホームページ等により行うものとする。

(広告の掲載の申込み)

第 5 条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、これを希望する日の 2 か月前までに、宝達志水町ケーブルテレビ有料広告掲載申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申し込まなければならない。

(1) 広告の原稿

(2) 資格免許証、納税証明書その他広告主を確認できる書類

2 前項第 1 号に規定する広告の原稿は、電子データで作成するものとし、その作成費用は広告主の負担とする。

(広告の掲載の決定)

第 6 条 町長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、宝達志水町有料広告掲載要綱及び宝達志水町有料広告掲載基準の規定に基づき審査を行い、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告の掲載の可否について決定を行ったときは、その結果及び条件等について宝達志水町ケーブルテレビ有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は宝達志水町ケーブルテレビ有料広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、その旨を当該広告主に通知するものとする。

（広告の掲載料の納入）

第7条 広告主は、町長の指定する期日までに、第3条に定める広告の掲載料を前納するものとする。ただし、町長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（広告の掲載料の返還）

第8条 広告の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、その全額又は一部を返還する。

2 前項の規定により返還する広告の掲載料には利子を付さない。

3 町は、広告が掲載できなかったことにより生じるいかなる損害についても、広告の掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

4 本条の規定による広告掲載料の返還を受けようとする者は、宝達志水町ケーブルテレビ有料広告掲載料返還請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（広告の制作）

第9条 広告主は、広告に用いられる映像、音声等の一切を自ら用意し、これを構成するものとする。この場合において、権利使用料等が発生する著作物は、原則として使用してはならない。

2 広告主は、やむを得ない理由により著作権等を有する知的財産権を使用しなければならない場合における著作権物処理等については、その一切の責任を負う。

（疑義等の決定）

第10条 この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町及び広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

宝達志水町ケーブルテレビ有料広告掲載申込書

年 月 日

宝達志水町長 様

広告主

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

電話番号

宝達志水町ケーブルテレビ有料広告の掲載に関する要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり
広告の掲載を申し込みます。

広告の種類 (□にレ印)	☐ 動画放送（15 秒） ☐静止画放送（15 秒） ☐ 動画放送（30 秒）	
掲載希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）	
広告の内容		
広告主の業種 及び業務内容		
広告代理店		
申込者連絡先	担当者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	e-mail	
承諾事項	宝達志水町有料広告掲載要綱、宝達志水町有料広告掲載基準及び 宝達志水町ケーブルテレビ有料広告の掲載に関する要綱並びに一 般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の定める有線テレビジョン放 送の広告表示に関する自主基準及びガイドラインを遵守すること を誓約します。 住所 氏名 印	
備考	※	

※ 他の自治体のケーブルテレビ広告を掲載している場合は、備考欄に自治体名を記入して
ください。

様式第2号（第6条関係）

文書番号

年 月 日

様

宝達志水町長 印

宝達志水町ケーブルテレビ有料広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました宝達志水町ケーブルテレビの広告の掲載につきまして、下記のとおり掲載することを決定いたしましたのでお知らせします。

記

- 1 広告の種類
- 2 広告の掲載期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）
- 3 広告の掲載料金 円
- 4 広告の掲載料の納入方法 年 月 日までに、同封の納入通知書により指定の金融機関にて納入願います。
- 5 広告の稿提出期限 広告の原稿は、 年 月 日までに提出してください。
- 6 その他（掲載条件等）
 - (1) 広告の取扱いについては、宝達志水町有料広告掲載要綱、宝達志水町有料広告掲載基準及び宝達志水町ケーブルテレビ有料広告の掲載に関する要綱を遵守願います。
 - (2) 広告掲載の時間帯を指定することはできません。

様式第3号（第6条関係）

文書番号

年 月 日

様

宝達志水町長 印

宝達志水町ケーブルテレビ有料広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました宝達志水町ケーブルテレビの広告の掲載につきまして、下記の理由により掲載できないことを決定いたしましたのでお知らせします。

記

非掲載の理由

様式第4号（第8条関係）

宝達志水町ケーブルテレビ有料広告掲載料返還請求書

金 円

ただし、 年 月 日付で決定を受けた、宝達志水町ケーブルテレビ有料広告掲載料の返還金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

宝達志水町長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

口座振込先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義人